租税特別措置等に係る政策評価に関する 政策効果等の分析手法等に関する調査研究

——報告書——

平成 23 年 3 月

総務省行政評価局

委託先:三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社

□■目次■□

第1	章 調査研究の目的・方法	1
1.	調査研究の背景・目的	1
2.	調査研究の実施方法	2
第 2	章 各国における政策減税措置に関する制度・チェック体制	4
1.	国際比較	4
2.	各国別整理	11
·		
	(2) 英国 ~租税政策改革により、財務省・歳入関税庁による新たな評価が導入	28
	(3)カナダ 〜財務省に権限が一極集中、研究プロジェクトとしての評価	44
3.	まとめ	48
第3	章 各国における政策減税措置の評価・分析事例	50
1.	全体像の整理	50
	個別事例分析	
4.	【事例 01】研究開発税制の評価事例 1・欧州委員会	
	【事例 02】研究開発税制の評価事例 2・米国	
	【事例 03】研究開発税制の評価事例 3・英国	
	【事例 04】研究開発税制の評価事例 4・カナダ	
	【事例 05】法人税減税の評価事例・カナダ	69
	【事例 06】教育・人材育成税制の評価事例・カナダ	72
	【事例 07】非営利法人育成・支援(寄付控除)税制の評価事例・英国	78
	【事例 08】住宅減税の評価事例・米国	84
	【事例 09】環境・エネルギー税制の評価事例・英国	90
	【事例 10】ベンチャー減税の評価事例・英国	95
3.	まとめ	101
	(1) 適用実態に関する情報の把握・分析手法	.101
	(2) 政策効果に関する把握・分析手法	.102
	(3) 他の政策手段との比較・分析手法	.105

第1章 調査研究の目的・方法

1. 調査研究の背景・目的

平成 21 年末に閣議決定された『平成 22 年度税制改正大綱』(平成 21 年 12 月 22 日閣議決定)では、租税特別措置等の政策減税措置(特定の政策目的の実現のため税負担の軽減等を行う措置)について、今後 4 年間で抜本的に見直すことを示しつつ、今後の具体的な見直しにあたっては、同大綱で示された『租税特別措置の見直しに関する基本方針』と、同見直しの指針――いわゆる"6 つのテスト"――を踏まえ、厳格な判断を行うこととされた。

これらの基本方針・指針を踏まえ、租税特別措置等に係る政策評価が、円滑かつ効率的に実施され、税制改正作業に有用な情報が提供され、もって国民への説明責任を果たすことに資するよう、平成 22 年 5 月には、政策評価法施行令、政策評価に関する基本方針の一部改正がなされるとともに、租税特別措置等に係る政策評価の内容、手順等についての標準的な指針として、『租税特別措置等に係る政策評価の実施に関するガイドライン』(以下『租特評価ガイドライン』と言う。)が策定された。

図表 「6 つのテスト」と「租特評価ガイドライン」の関係

■政策税制措置見直しの指針(6つのテスト)

背景にある政策に今日的な「合理性」が認められるか

- ① 法律に規定されるなど、所管官庁の政策体系の中で優先度や緊要性の高いものとして明確に位置付けられているか。
- ② 当初の政策目標が既に達成されていないか。
- 政策目的に向けた手段としての「有効性」が認められるか
 - ③ 適用数が想定外に僅少であったり、想定外に特定の者に偏っていないか。
 - ④ 政策評価法に基づく所管官庁の事後評価等において、税収減を 是認するような有効性(費用対効果)が客観的に確認されてい るか。
- 補助金等他の政策手段と比して「相当性」が認められるか
 - ⑤ 同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付け等がある場合に 適切かつ明確に役割分担がなされているか。
 - ⑥ 適用実態などからみて、その政策目的を達成するための政策手 段として的確であり、かつ、課税の公平原則に照らし、国民の 納得できる必要最小限の特例措置となっているか。

■和税特別措置等に係る政策評価の実施に関するガイドライン

租税特別措置等の「必要性」等

≥実現しようとする「<u>政策目的</u>」は何か?

- **一どのような根拠**(法律・政令・閣議決定等)に基づくものか
- 政策体系の下でどのように位置づけられるか
- 上記政策目的の下、達成しようとする「<u>目標</u>」「<u>指標</u>」は何か?
- ー当該目標の実現 → 政策目的への寄与の説明

租税特別措置等の「有効性」等

- 「適用数・額」「減収額」の把握
- 「<u>効果</u>」の把握。上記の減収額を是認する効果が認められるか
 - ・直接的効果・波及効果
- 新たな措置が講じられなかった
- ・波及効果 ・目標の達成状況
- (・地域ごとのデータの把握) (・効果未発現の場合の要因分析)

租税特別措置等の「相当性」等

他手段 (補助金・規制等) との対比における租特の必要・適切性 他支援措置、義務付け等との役割分担

しかし、平成 23 年度の当初税制改正要望に際し、各府省から租税特別措置等に係る政策評価の評価書(総数 219 件)が総務大臣に送付されたが、総務省行政評価局『租税特別措置等に係る政策評価の点検結果』(平成 22 年 10 月)において示されたとおり、いずれの評価書においても、租特評価ガイドライン上で要請される事項について不充分な点があ

り、特に、政策目的に向けた手段としての「有効性」の分析・説明が不十分なものが多く 見られた。このため、今後早急に、各府省の評価精度を高めるための具体的措置を講じる ことが必要である。

他方、政策評価制度に関して我が国より長い歴史を有する諸外国に目を転じてみると、 我が国における租税特別措置等と類似の政策減税措置が設けられており、一部の国におい て、こうした政策減税措置に関する評価・分析等が行われているところである。

そこで、本調査研究は、我が国における租税特別措置等に係る政策評価の一層の質的向上を図るべく、諸外国における関連する制度の状況、それらの国における先行的な評価・ 分析手法及び事例を把握することを目的として実施した。

2. 調査研究の実施方法

本調査研究は、総務省行政評価局政策評価官室より、三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社への委託により行われた。

本調査研究においては、英語圏の代表的事例として米国、英国、カナダの 3 か国を調査することとし、我が国の租税特別措置等と類似する政策減税措置について、(a)政策減税措置等の PDCA サイクルと、その中での評価・分析・査定の実態、及び、(b)政策減税措置等に関する具体的な評価・分析事例の詳細に焦点を当て、文献及び海外現地調査により分析を行った。それぞれの調査のポイントは以下のとおりである。

- (a) 各国における政策減税措置に関する制度を概観しつつ、その文脈で求められる 政策減税措置の評価・分析の制度的取組の有無と、その概要、関与するアクター の実態。
- (b) 国や評価実施主体を問わず、幅広い個別具体の評価・分析の良例を縦覧しつつ、 評価・分析上参考としうる知見・ノウハウ。

①文献資料調查

各国の府省のウェブサイトや公表資料、我が国の各種文献・報告書を中心に、政策減税 措置等に関する評価・分析の概要と特徴について概観した。

②海外現地調査

調査対象 3 か国について、租税制度・政策減税措置等の制度官庁(財務省)、議会関係機関、シンクタンク等に対して対面式インタビュー調査を実施した。なお、各国の政策減税措置等の PDCA サイクルや、そのサイクルの中での評価・分析・査定の実態等については文献資料、インターネットでの公開情報等が乏しく、限定的な情報しか得られなかったため、本調査研究では、海外現地調査によるインタビュー結果を中心に記述している。

■海外現地調査の概要■

【 米 】2011年3月13日(日)~3月20日(日)

経済・社会政策部 グループ長 兼 主任研究員 大野 泰資

【英・加】2011年3月6日(日)~3月15日(火)

公共経営・地域政策部 主任研究員

高崎 正有

<米 国>

- Department of the Treasury, Office of Tax Policy (OTP)
- Office of Management and Budget (OMB)
- Joint Committee on Taxation (JCT)
- Congressional Research Service (CRS)
- Government Accountability Office (GAO)

• Urban Institute <シンクタンク・有識者>

・ Institute on Taxation and Economic Policy <シンクタンク・有識者>

California Franchise Tax Board <カリフォルニア州政府>

<英国>

• Office for Tax Simplification (OTS)

• National Audit Office (NAO)

• London First <シンクタンク・有識者>

• Guardian <マスコミ>

<カナダ>

• Carleton University <シンクタンク・有識者>